

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.8
09年5月7日発行



4月22日浦和駅西口宣伝

憲法25条「生存権」、生活保護法を原典に

三郷生活保護裁判は

三郷生活保護裁判とは、三郷市を相手にした、国家賠償請求裁判

です。三郷市では、夫が病に倒れ生活が困窮している世帯に対し、一年半にわたって何度も生活保護の申請を申し出たにもかかわらず

窓口で拒絶するという申請権を侵害する事件が起きました。弁護士同行によってようやく生活保護費の支給が決定されましたが、数カ月後には市当局が都内への転居を迫り、そのうえ転居先の福祉事務所への通知義務を怠り、保護申請も禁止するという指導を行いました。こうした市当局の違法行為に対して、この世帯は「生活困窮者自分たちと同じようなつらい目にあわせないで欲しい」と、国家賠償請求の裁判に立ち上がりました。「この訴訟の第一の意義は、全国的生活保護窓口で見られる受給申請抑制（水際作戦）と保護開始後の打ち切り（硫黄



4月22日浦和駅西口宣伝

島作戦)の実情を明らかにすること。第二に、生活保護が「最後のセーフティネット」であり、人びとの命と暮らしを支える「最後の命綱」であることを再確認し、憲法25条の生存権保障を実質化することです。

生活保護法一条は
生活保護法一条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

この条文にあるように、国の責任として、国民のいのち、暮らしを支えていくことを定めています。しかし、生活保護行政を担う、自治体窓口では、受給申請抑制（水際作戦）と保護開始後の打ち切り（硫黄島作戦）が行われることがままあり、実際にその当事者となった原告が、声を上げることで、憲法25条、生活保護法の本来のあり方を問おうと、裁判となっています。

